

議案第10号

多可町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

多可町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和5年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町課設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町課設置条例（平成 17 年多可町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務課の項中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5）地域共生社会づくりに関すること。

第 2 条生涯学習課の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

多可町課設置条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</p> <p><u>(6)</u> 選挙に関すること。</p> <p><u>(7)</u> 統計調査に関すること。</p> <p><u>(8)</u> 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。</p> <p><u>(9)</u> 文書及び法規に関すること。</p> <p><u>(10)</u> 庁舎の整備及び管理に関すること。</p> <p><u>(11)</u> 他の課の所管に属しないこと。</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> 地域共生社会づくりに関すること</p> <p><u>(3)</u> 男女共同参画に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 高齢者教育等に関すること。</p> <p><u>(5)</u> 人権教育に関すること。</p> <p><u>(6)</u> 生涯スポーツに関すること。</p> <p><u>(7)</u> 文化会館に関すること。</p> <p>財政課～上下水道課 (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> 地域共生社会づくりに関すること。</p> <p><u>(6)</u> 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</p> <p><u>(7)</u> 選挙に関すること。</p> <p><u>(8)</u> 統計調査に関すること。</p> <p><u>(9)</u> 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。</p> <p><u>(10)</u> 文書及び法規に関すること。</p> <p><u>(11)</u> 庁舎の整備及び管理に関すること。</p> <p><u>(12)</u> 他の課の所管に属しないこと。</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> 男女共同参画に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 高齢者教育等に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 人権教育に関すること。</p> <p><u>(5)</u> 生涯スポーツに関すること。</p> <p><u>(6)</u> 文化会館に関すること。</p> <p>財政課～上下水道課 (略)</p>